上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造を含む本体工事の施工経験を有すること。

(b)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

(ｴ)　ダム工事総括管理技術者（認定されたダム型式は問わない。）の資格を有する者であること。

⑤　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(ｲ)　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（「完成・引渡しが完了した工事の施工経験」とは、本体工事又は骨材製造工事の完成のほか、工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ｉ）次の要件を満たす一般土木工事の施工経験。

(a)　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工経験、又は、重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造工事の施工経験、又は、重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工経験、又は、ロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造工事の施工経験、又は、ロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造を含む本体工事の施工経験を有すること。

(b)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「成瀬ダム原石山採取工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成30年１月10日

警察庁長官官房会計課理事官　鶴代　隆造

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第981号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　14

(2)　導入計画物品及び数量

大規模データ収集・分析用資機材　１式

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入予定時期　平成30年度

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

(1)　資料等の提供期限　平成30年２月９日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課　中野　甲　電話03―3581―0141

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　平成30年１月10日から平成30年２月９日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 14

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment for data collection and analysis 1 set

(3)　Type of the procurement : purchase

(4)　Basic requirements of the procurement : as enclosure

(5)　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 00　9 February, 2018

(6)　Contact point for the notice : Koo Nakano, Cybercrime Division, Community Safety Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 JAPAN. TEL 03―3581―0141

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年１月10日

支出負担行為担当官

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長　三浦　宏二

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

(1)　品目分類番号　71、27

(2)　調達件名及び予定数量

平成30年度～平成34年度都道府県労働局ＬＡＮの更改及び運用保守業務一式